

答練を活用した合格への戦略

～会社法改正2回目の本試験！答練で最新の問題をいかに解くか？～

TAC/Wセミナー専任講師

姫 野 寛 之

1 答練の一般的意義

- (1) 演 習
- (2) 知識の習得

2 答練の選択

3 答練の活用法

- (1) ペースメーカー（予習時）
- (2) 知識の確認（予習時・復習時）
- (3) 時間配分（演習時）
- (4) 解法の実践（演習時）

4 早稲田合格答練の解説講義

- (1) 内 容
 - ① 択一式問題－論点の解説
 - ② 記述式問題－解法の解説
- (2) オリジナルレジュメ

別紙参照

第Ⅹ問 【公開会社における募集株式の割当て等の特則】

別紙

意 義		公開会社の経営のあり方に重大な影響を及ぼす新たな支配株主の出現について、株主に対する情報開示を充実させ、株主の意思を問う。
規制対象		公開会社の第三者割当て(公募を含む。206の2)
規制場面	原 則 (規制有)	ある募集株式の引受人(その子会社等を含む)が総株主の議決権の過半数を有することとなるとき(206の2Ⅰ本) ※1 ※2
	例 外 (規制無)	当該特定引受人が当該公開会社の親会社等である場合(206の2Ⅰ但)
措 置	原 則	①株主に対する特定引受人に関する情報(氏名又は名称及び住所、特定引受人が有することとなる議決権の数等)を通知又は公告(206の2Ⅰ本・Ⅱ) ※3 ②総株主の議決権の10分の1(定款で軽減可)以上の議決権を有する株主が通知又は公告の日等から2週間以内に特定引受人による募集株式の引受けに反対する旨を公開会社に対し通知したときは、払込期日等の前日までに、株主総会の特則普通決議(役員を選解任する決議と同様の決議要件)によって、当該特定引受人に対する募集株式の割当て又は当該特定引受人との間の総数引受契約の承認要(206の2Ⅳ本・Ⅴ)
	例 外	当該公開会社の財産の状況が著しく悪化している場合において、当該公開会社の事業の継続のため緊急の必要があるとき：株主総会の決議による承認不要(206の2Ⅳ但)

※1 当該引受人を特定引受人という(206の2Ⅰ)。

※2 事例－支配株主の異動の有無

[前提] 発行可能株式総数 40,000株 発行済株式の総数 12,000株 募集株式の数を10,000株とし、その全部をXに割り当てるものとする。			
	発行前のXの保有株式数 発行前の発行済株式の総数	発行後のXの保有株式数 発行後の発行済株式の総数	支配株主の異動
I	$\frac{0}{12,000}$	$\frac{10,000}{22,000}$	無
II	$\frac{2,000}{12,000}$	$\frac{12,000}{22,000}$	有
III	$\frac{8,000}{12,000}$	$\frac{18,000}{22,000}$	無

※3 有価証券報告書提出会社等を除く(206の2Ⅲ)。

【公開会社における募集新株予約権の割当て等の特則】

意 義		公開会社の経営のあり方に重大な影響を及ぼす新たな支配株主の出現について、株主に対する情報開示を充実させ、株主の意思を問う。 * 支配株主の異動を伴う募集株式の発行等に関する規制（206 の 2）の潜脱の防止
規制対象		公開会社の第三者割当て(244 の 2)
規制場面	原 則	ある募集新株予約権の引受人(その子会社等を含む)が、総株主の議決権の過半数を有することとなるとき(244 の 2 I 本) ※1 ※2
	例 外 (規制無)	当該特定引受人が当該公開会社の親会社等である場合(244 の 2 I 但)
措 置	原 則	①株主に対する特定引受人に関する情報(氏名又は名称及び住所、特定引受人が有することとなる議決権の数等)を通知又は公告(244 の 2 I 本・Ⅲ) ※4 ②総株主の議決権の 10 分の 1 (定款で軽減可)以上の議決権を有する株主が通知又は公告の日等から 2 週間以内に特定引受人による募集新株予約権の引受けに反対する旨を公開会社に対し通知したときは、払込期日等の前日までに、株主総会の特則普通決議(役員を選解任する決議と同様の決議要件)によって、当該特定引受人に対する募集新株予約権の割当て又は当該特定引受人との間の総数引受契約の承認要(244 の 2 V 本・Ⅵ)
	例 外	当該公開会社の財産の状況が著しく悪化している場合において、当該公開会社の事業の継続のため緊急の必要があるとき：株主総会の決議による承認不要(244 の 2 V 但)

※1 当該引受人を特定引受人という（244 の 2 I）。

※2 支配株主の異動の有無

引受人(その子会社等を含む)が引き受けた募集新株予約権に係る交付株式の株主となった場合に有することとなる最も多い議決権の数 上記の場合における最も多い総株主の議決権の数	>	$\frac{1}{2}$	* 交付株式 …募集新株予約権の目的である株式、募集新株予約権が取得条項付新株予約権である場合にその取得対価として交付される株式その他募集新株予約権の新株予約権者が交付を受ける株式として法務省令で定める株式（244 の 2 II） ※3
* 特定引受人以外の引受人が、その引き受けた募集新株予約権に係る交付株式の株主となったとは仮定されず、特定引受人のみが、その引き受けた募集新株予約権に係る交付株式の株主になったと仮定して計算される。			

※3 「その他募集新株予約権の新株予約権者が交付を受ける株式として法務省令で定める株式」としては、まず、募集新株予約権に、新株予約権又は新株予約権付社債を取得対価とする取得条項が付されている場合には、当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に付された新株予約権（取得対価新株予約権）の目的である株式が、交付株式となる（施規55の3Ⅰ①）。

また、取得対価新株予約権に株式を対価とする取得条項が付されている場合には、当該株式も、交付株式となる（施規55の3Ⅰ②）。

更に、取得対価新株予約権に、新株予約権又は新株予約権付社債を取得対価とする取得条項が付されている場合には、当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に付された新株予約権も、取得対価新株予約権とみなされる（施規55の3Ⅱ）。このように、新株予約権又は新株予約権付社債を取得対価とする取得条項が何重にも連鎖する場合でも、その各段階の取得対価新株予約権についての株式も交付株式となる。

※4 有価証券報告書提出会社等を除く（244の2Ⅳ）。